

青高保第 136 号  
平成22年4月16日

市町村介護保険担当課長  
地域包括支援センター管理者  
訪問介護事業所管理者  
居宅介護支援事業所管理者

}

青森県健康福祉部高齢福祉保険課長  
( 公印省略 )

平成21年度第2回介護サービス事業者等集団指導資料について

標記につきまして、集団指導実施後、通院・外出介助に関する多くのお問い合わせがあったため、別紙「質疑応答例」を作成しましたので、業務の参考にしてください。

青森県健康福祉部高齢福祉保険課  
介護事業者グループ  
TEL 017-7734-9297・9299  
FAX 017-734-8090

## 質疑応答例

(問1) 資料7-第2各サービスの基準-1訪問介護-9ページ「参考通院等乗降介助」の運転手兼ヘルパー、または、運転手及びヘルパー2人で対応とあるが、どのような体制のことを想定しているのか。

(答1)

道路運送法の許可(登録)を得た訪問介護事業所の自動車を使用した場合の通院・外出介助を想定した内容となっています。

(問2) 資料7-第2各サービスの基準-1訪問介護-9ページ「参考通院等乗降介助」の5に認知症による行動障害等とあるが、利用者は認知症に限定されるのか。

(答2)

資料7-第2各サービスの基準-1訪問介護-9ページ「参考通院等乗降介助」の5にある「認知症による行動障害等」は例示であり、認知症に限らず、利用者毎に様々な要因により、身体介護を要する場合があるものと想定しています。

(「認知症による行動障害等」の「等」については、「行動障害」のみに係るものではなく、「認知症による行動障害」の全体に係るものです。)

(問3) 外出に関連しない身体介護を30分から1時間以上行わなければ、「身体介護による通院・外出介助」を行うことができないのか。

(答3)

外出に関連しない身体介護を30分から1時間以上行わなければ、「身体介護による通院・外出介助」ができないという要件はありません。

なお、外出に関連しない身体介護を30分から1時間以上行う必要があり、その身体介護の前後に通院等乗降介助を行った場合には、「通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合」ではなく、「身体介護が中心である場合」の所定単位数で算定ができます。